

事業者支援一時金（第4弾）について

- まん延防止等重点措置（1/27～3/21）により、多業種において大きな影響が出ている状況。
- 主な事業が、まん防（営業自粛・外出自粛）適用に伴い売上が減少した事業者に一時金を支給。

支 対	給 象	県内に本店又は主たる事業所を置き、 <u>1月27日から3月21日まで</u> の <u>まん延防止等重点措置適用の影響を受けた</u> 、次のいずれかに該当する中小企業・個人事業者 ①営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者 ②外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者 <u>※国の事業復活支援金等の制度と併給可</u>
支 要	給 件	2022年1～3月のまん延防止等重点措置の影響を受け、いずれかの月の売上が2019年(2020年、2021年)の同月比で、 <u>▲30%以上減少</u>
申 期	請 間	令和4年4月22日（金）～令和4年6月30日（木）

事業者支援一時金（第4弾）について

支給額

○年間売上高別に応じ、20万円～500万円を支給（1回限り）

年間売上	3千万未満	3千万～4千万	4千万～5千万	5千万～6千万	6千万～7千万	7千万～8千万	8千万～9千万	9千万～1億	1億～2億	2億～3億	3億～4億	4億～5億	5億超
支給額	20万	30万	40万	50万	60万	70万	80万	90万	100万	200万	300万	400万	500万

申請方法及び申請書類の簡素化

○電子申請又は書面申請

○これまでの一時金で提出した書類については、**提出を省略可**。

※4月中旬に申請様式・申請要領を県HPに掲載

問い合わせ窓口

茨城県事業者支援一時金 **問い合わせ窓口を開設（4月11日（月）から）**

TEL: 029-301-5558 (平日9時から17時)

※相談内容が複雑な場合には対面やWEBでの相談も可